

福岡イーストライオンズクラブ内規

第1条 この内規は、ライオンズクラブ会則及び付則に明記のない事項ならびに運用に関する事項を定めるものである。

第2条 会 員

1. 会員の資格

(1) 会員の資格

善良なる徳性の持ち主で地域社会において声望のある成年は、会則第3条B項の規定、並びに内規の定めるところに従い当クラブの会員になる資格がある。

(2) 賛助会員

- ①本クラブの賛助会員は、ライオンズクラブ国際協会会則及び付則を適用する。
- ②賛助会員を正会員の年会費に対する年会費の負担割合によって賛助会員（5）から賛助会員（10）までの6段階に区分する。
- ③賛助会員は、1年ごとに負担割合（5）から（10）の多い段階区分に自動的に移動する。
- ④本人の申し出または理事会（本人が承諾が必要）決議によって負担割合の多い区分に移動することが出来る。
- ⑤賛助会員に成るには「賛助会員申請書」を会長宛に提出して理事会で審議決議の上、例会で承認を受けなければならない。
- ⑥その他賛助会員取扱いについては会員委員会及び理事会にて慎重に検討決議の上例会にて承認を受ける。

(3) 名誉顧問会員

福岡イーストライオンズクラブ（以下本クラブと言う）は次記の全て資格条件を持つ正会員に対して、理事会の承認をえて「本クラブ名誉顧問」の称号を終身資格として与える。名誉顧問は名誉顧問会を構成して代表（会長）を理事会に出席させ意見を述べることが出来るが、議事裁決には代表（会長）が理事会構成メンバーでない場合は参加できない。また、名誉顧問会の運営については名誉顧問、相互の話し合いで決める。

- ①本クラブ在籍6年以上の会員
- ②本クラブ会員を10名以上入会させた会員
- ③LCIFに、3口以上献金した会員
- ④本クラブ会長を経験した会員
- ⑤直前3ケ年間例会実出席率80%以上であった会員
- ⑥本クラブが指示した直前3年間のアクト・周年記念・委員長会・年次大会等の実出席率が80%以上であった会員

2. 会員の入会

当クラブの会員の獲得は、推薦招請のみによる。推薦者は国際本部所定の用紙を用い、グットスタンディングの会員がこれに署名し、会員委員長またはクラブ幹事に提出するものとする。会員委員会は、これを審議し諾否を理事会に提出する。理事会はこれを審議し、出席理事の過半数の承諾を得た場合は、新会員候補者に当クラブの会員となるよう入会の招請をする。

3. 入会招請に際しての規範

当クラブへの転籍希望者がある場合は無条件で入会を認めず、
会員委員会、理事会で充分審議し決定する。

4. 退 会

- (1) 会員は自由に退会することができる。
- (2) 下記に該当するものは、除名することができる。
 - ア. 2ヶ月以上正当な理由なく例会を欠席したもの。
 - イ. 会則及び内規に反し、クラブに多大の迷惑をかけたもの。
 - ウ. 一年間会費の未納者。
- (3) 退会者には既納会費は返金しない。
- (4) 退会者はライオンズ帽、バッジ等権利を象徴するものは、返納しなければならない。

第3条 会 合

本クラブの例会及び理事会は原則として次のとおりとする。
毎月第1、第3木曜日 会合は定刻とおりに開会し、または閉会する。

第4条 委員長会

- 1. 委員長会は毎月1回開催することを原則とする。委員長会は理事会構成メンバーと各委員長で構成する。
- 2. 長期計画委員会は会長経験者並びに副会長経験者により構成される。
- 3. 委員会は担当副会長並びに担当理事も出席する。

第5条 入会金

- 1. 本クラブに入会した者は次により入会金を納めなければならない。
- 2. 会員となる資格は入会金及び会費を納入した時から発効する。

(種 類)	(入会金)	(納入時期)
新入会員	¥60,000	入会時
転籍会員	¥10,000	入会時
復帰会員	¥10,000	入会時
父子交替	¥10,000	入会時
企業交替	¥10,000	入会時

第6条 年間会費

- 1. 本クラブの正会員は、年間会費¥150,000を次により全納しなければならない。

	(会計年度)	(会 費)	(納入時期)
【上期】	自 7月 1日 至 12月 31日	¥75,000	7月第1例会まで
【下期】	自 1月 1日 至 6月 30日	¥75,000	1月第1例会まで

※ 但し、本会計年度の中途に入会した会員は、会費を次により全納しなければならない。

【入会時】	上期の中途	¥12,500×上期の残月数
	下期の中途	¥12,500×下期の残月数

第7条 役員選出の手順

1. 指名委員の任命

3月に開催される指名会に上程する役員候補者名を提出させるため、2月に会長は指名委員を次のとおり任命する。指名委員の構成は7名とし、指名委員は会長・幹事・会計と一年理事より1名、二年理事より1名、その他の会員より2名を会長が任命する。（9条～B項）

2. 指名会

3月に開催する。その日時、場所は理事会で決定し、指名委員長は指名委員の互選により選任する。

3. 選出会

4月15日までに開催しなければならない。その日時、場所は理事会で決定する。

第8条 準備理事会

クラブの次期役員が選出されると、次期会長は速やかに準備理事会を開催し、次年度の計画などを検討しなければならない。

第9条 記録と保管

本クラブ運営に関し次の記録を整備し、すべて事務局に保管しなければならない。

1. 名簿

- ①会員名簿 ②役員名簿 ③委員会名簿 ④入退会記録
- ⑤会員のライオン歴記録

2. 議事録・奉仕記録

- (1) 幹事は各理事会に於ける審議の結果を整理し、議事録にして保管する。
- (2) 各委員会は各委員会に於ける奉仕活動を奉仕記録として保管する。
- (3) 参加・表彰
 - ア. 全員出席記録 イ. 大会周年行事参加記録
 - ウ. 会員表彰記録
- (4) 会則・付則および内規
 - ア. クラブ会則・付則の整備 イ. クラブ内規の整備
- (5) 財産
 - ア. 財産目録 イ. クラブ収支記録 ウ. 備品台帳
- (6) 引継ぎと申し送り事項
クラブの次期運営が円滑に行われるため
 - ア. 申し送り事項の整備 イ. 財産の引継ぎ

第10条 旅費規定

- 1. 会長・幹事・会計及び会員が各種大会行事にクラブを代表して出席参加する時の登録料・旅費・宿泊費等をクラブが負担する必要あると認めた場合は理事会の承認を要する。

第 1 1 条 慶弔規定

会員に慶弔が生じた場合は、夫々祝金弔慰金または見舞金を贈り会員相互の親善に資することを目的とする。

本規定に定められた事項は会長がこれを実施し、会長に事故あるときは副会長、又は、幹事に於いて実施する。

慶 弔	祝 金	備 考
結 婚	100,000円	会員 1,000円
誕生日・結婚祝	5,000円	
古稀の賀（70才） 喜寿の賀（77才） 鳩杖の賀（傘寿）（80才） 米寿の賀（88才） 大誕の賀（卒寿）（90才） 中寿の賀（100才） 上寿の賀（120才）	記念品と 賞状を贈 る	
入院加療（1ヶ月以上）	10,000円	
会員死亡（香花料）	30,000円	会員2,000円
L N S 死亡（香花料）	10,000円	会員1,000円
家族死亡（香花料）	10,000円	（Lの1親等）
初盆 L	10,000円	
L N S	5,000円	
家 族	5,000円	

※その他祝金・災害見舞金はその都度理事会で協議のうえ決定する。

会員は慶弔規定に関する該当事実を知った時は遅滞なく会長、グループ長（副会長）又は幹事に通知すること。

第 1 2 条 出席マーク・アップ規則

出席マークアップは、ライオンズ必携を準用する。

第 1 3 条 会員のグループ制

会員を 第1グループ（グループ長・第一副会長）

第2グループ（グループ長・第二副会長）

第3グループ（グループ長・第三副会長）

に分けてグループ長は連絡事項、出席向上、委員会活動、大会、奉仕の割当等、理事会及び三役の指揮のもとにグループ会員統括をして協力する。

第 1 4 条 大会・周年・奉仕等割当規定

1. 全会員が公平に参加するよう順番制として各々のグループ長に参加指名してもらって三役、または理事会で決定し例会で承認をとる。但し、役員委員長については状況により特別参加指名をすることがある。
2. 参加者が複数の場合は参加責任者を選び責任者が引率する。
3. 参加者指名を受けた会員は責任をもって参加し、どうしても都合が悪い時は本人自身で代理会員を探して事前にグループ長、又は参加責任者と連絡をとって変更すること。
4. 登録料等の支払は当初の参加指名会員の負担とし、お土産品等は代理会員のものとする。(但し、代理会員との話し合いは関知しない。)

第 1 5 条 雑 則

1. ファイン徴収については、次のとおりとする。
 - (1) 遅刻 ¥ 1 0 0
 - (2) 早退 ¥ 1 0 0
 - (3) 例会にバッチを着用しないもの ¥ 1 0 0
 - (4) 出席の届出があり取消しが無い無届欠席者は食事代実費を徴収する。
- ※ テールツイスターは出席委員長と連絡をとり上記ファイン等を徴収するものとする。

第 1 6 条 施 行

- 本内規は平成 2 年 2 月 1 日より施行する。
- 本内規は平成 3 年 7 月 4 日より第 6 条 年間会費を一部改正する。
- 本内規は平成 6 年 7 月 2 2 日より第 1 1 条 慶弔規定を一部改正する。
- 本内規は平成 6 年 1 2 月 1 日より第 2 条 会員資格を一部改正する。
- 本内規は平成 7 年 2 月 2 日より第 2 条 3 項を一部改正する。
 - 〃 〃 より第 6 条 2 項を削除する。
 - 〃 〃 より第 7 条 1 項の『指名委員は、在籍 2 年以上とする』のみ削除する。
- 本内規は平成 1 3 年 7 月 1 日より第 5 条 2 項を一部改正する。
- 〃 〃 より第 6 条 2 項を付する。
- 本内規は平成 1 8 年 7 月 1 日より施行する

内規の施行に伴い理事会の申合事項

内規の施行にあたり、発足してまだ日が浅く円滑に移行していく為、当分の間、次の事項のとおり運用を図って行くものとする。

1. 第2条会員の資格については、原則として福岡市東区に居住し又は、勤務しているものとするが、但し、東区を主体とした奉仕活動に賛同し、理事会の承認を得たときはこの限りでない。
2. 第7条役員を選出手順については、現会長が掌握する。
3. 第10条出席のメイクアップは、ライオンズ必携を準用するほか、次のとおりとする。
 - (1) 職務関係等で次のいずれかに該当して、原則として事前に報告し、承認された場合は出席とみなされる。
 - ア. 海外・国内の出張
 - イ. 特に重要な官公庁等の用件
 - ウ. 近親者等の冠婚葬祭
 - エ. 医師が返信に出席と回答、当日急患のため欠席の連絡がなされたとき
 - オ. 突発的な事故・災害にみまわれた場合は、事後速やかに報告したとき、尚、出席50%以下の会員には会長より出席を勧告する
4. 卓話料は¥30,000以内とする。
(¥30,000を超える場合は理事会の承認を得る)
5. 第5条 入会金の事項に付する
入会金を¥60,000-の規定について期限を限定し、入会金を¥30,000-とし、期間を平成13年7月1日から平成14年6月末日とする。
6. 第6条 年間会費の事項に付する
賛助会員の年間会費は、正会員の半額とする。
(付則は平成13年7月1日より実施する。)
7. 第5条入会金¥30,000の事項は、平成14年6月30日をもって削除する。
8. 賛助会員資格について、賛助会員から正会員になる場合、資格の見直しは本人の申請によるものとし、理事会の承認を得るものとする。
9. クラブ内のアワードに於いては
 - (1) 例会実出席100%
 - (2) 理事会実出席100%
 - (3) クラブ内アクティビティの実参加(1年間)
 - (4) 会長特別賞を設けることも出来る。
10. 戴帽式には、全員ライオン帽を着用のこと。

※7～10迄の事項は、平成14年7月1日より施行。